

## 栃木市屋内遊戯施設利用者支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する栃木市屋内遊戯施設利用者支援補助金（以下「補助金」という。）については、栃木市補助金等交付規則（平成22年栃木市規則第56号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この告示の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、屋内遊戯施設を利用することも及びその保護者（こども1人につき1人に限る。）（以下これらを「利用者」という。）に対し、利用者が支払う利用料（以下「利用料」という。）の一部を補助することにより、こどもの運動機能の向上及び子育て世代の交流の促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 屋内遊戯施設 市内に存するこどもが体を動かして遊ぶことができる屋内の施設（利用者の利用に供する面積が1,500平方メートル以上のものに限る。）であって、当該施設の利用について市が実施する利用者支援に協力する事業者が運営するものをいう。
- (2) こども 市内に住所を有し、かつ、出生した日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他のこどもを現に監護する者をいう。

(交付の対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、利用者とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月額の利用料（1会計年度当たりこども1人につき3回分までに限る。以下同じ。）
- (2) 月額以外の利用料（1会計年度当たりこども及びその保護者（こども1人につき1人に限る。）1組につき5回分までに限る。以下同じ。）

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、1人1回当たりの補助対象経費（その額が当該屋内遊戯施設の開業時の利用料（以下「当初利用料」という。）の額を超えるときは、当初利用料の額。以下同じ。）に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）に利用回数に乗じて得た額とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する交付対象者に係る補助金の額は、補助対象経費相当額とする。

- (1) 保護者が地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による当該年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割が課税されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯に属する者
- (2) 当該屋内遊戯施設の利用時において、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者

2 補助金の交付は、こどもごとに1会計年度につき月額の利用料に係る補助金又は月額以外の利用料に係る補助金のいずれか一についてとする。

(交付の申請及び請求)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、栃木市屋内遊戯施設利用者支援補助金交付申請書兼請求書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 屋内遊戯施設を利用したことが確認できる書類
- (2) 利用料を支払ったことが確認できる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、屋内遊戯施設を運営する事業者から当該交付対象者に係る屋内遊戯施設の利用状況を証する書類の提出があったときは、前項第1号又は第2号に掲げる書類の提出を省略することができる。

(実績報告)

第8条 この補助金については、規則第10条ただし書の規定により、実績報告書の提出を省略するものとする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(告示の失効)

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

(告示の失効に伴う経過措置)

3 この告示の失効の日の前日までに、補助金の交付申請を行った者に係る補助金の交付については、なお従前の例による。